

総長選考・監察会議（第2回）

令和7（2025）年5月21日（水）

10：00～11：30

議 題

1. 求められる総長像について
2. 次期総長選考プロセスについて
3. その他

配付資料

- 1-1. 求められる総長像（案）
- 1-2. 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）
- 2-1. 次期総長選考に向けた課題検討
- 2-2. 代議員会選出第1次総長候補者氏名（イメージ）
- 3-1. 東京大学総長選考・監察会議議長所信表明（議長就任にあたって）
- 3-2. 令和7年度第1回総長選考・監察会議議事要旨（案）

(案)

令和~~2~~●年4●月~~28~~●日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性を持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、適切に優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力
- 5 自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と（協調的人類社会の実現 or 国際協調による人類社会の発展）に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

資料 1 - 2

2025 (R7) .5.21
総長選考・監察会議

年度	2024年度			2025年度												2026年度
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
求められる総長像						経営協議会・ 教育研究評議会に おいて意見交換		◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への 意見照会			◆求められる総長像の決定				
総長選考プロセス								◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示			◆プロセス等の決定				
規則改正 （必要に応じて）								◆改正案の決定	学内諸会議提示			◆規則改正				
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会 6/20 総長選考会議 6/23 経営協議会 7/22 運営方針会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議 9/16 教育研究評議会 9/17 総長選考会議 9/25 経営協議会 10/31 運営方針会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議 1/13 教育研究評議会 1/14 総長選考会議 1/30 経営協議会					3/13 総長選考会議

総長選考の公示

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

次期総長選考に向けた課題検討

大学組織における総長の位置づけについて

論点

- ・大学組織における総長の位置づけ
- ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認

検討の方向性

- (a)教学と経営を分離しない（現行維持）
- (b)教学と経営を分離しないが教学を「つかさどる副学長」を置く【学校教育法第92条第4項】
- (c)理事長（経営）と大学総括理事（教学）に分離する【国立大学法人法第10条第3項】

前回選考時

2019年の国立大学法人法の改正により、学長の職務について、教学と経営の分離が可能となったが、総長選考会議では「東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究及び経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す」との東京大学憲章の理念に基づき、引き続き、教学と経営双方の長たる総長が統括することが望ましいと判断。（令和2年4月7日研究科長・学部長・研究所長合同会議資料より抜粋）

【国立大学法人ガバナンス・コード】原則3-3-5 経営力を発揮できる体制の検討

学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

- (a)教学と経営を分離しない

東京大学憲章に掲げる総長の統括と責任の下、総長は、教学と経営の両面について引き続き最終的責任を負うものとしつつ、各理事に適切にその権限を委譲することによって、主として法人経営側に注力するという本学のUTokyo Compass推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会の現段階の検討の方向性について、適切であると判断した。

次期総長の任期について

課題

国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。

論点

- ・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討
- ・総長選考・監察会議の解任申し出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要
- ・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素
- ・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要
- ・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき

検討の方向性

- (a) 6+0 (H21年～現行)
- (b) 4+0 (S47年～H20年)
- (c) 4+2 (S24年～S47年)
- (d) 5+a (T8年～S13年)・・・など

※過去の検討経緯

「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、これまでの検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。

東京大学総長の任期に関する規則（抄）

（任期）

第2条 総長の任期は、6年とする。

2 総長は、引き続いて再任されることができない。

第3条 前条の規定にかかわらず、総長が欠けたときの後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、後任の総長は、引き続いて1回に限り再任されることができる。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a) 任期6年、再任不可

中長期的な視点で国立大学法人の経営・運営に責任を持つことが必要となる点を重視し、総長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、引き続き、中期目標・中期計画の期間に合わせて総長の任期を6年とすることが適切であると判断した。再任については、総長の権限は非常に強く、引き続き再任を認める場合は、組織及び人材の固定化をまねく恐れがあることから、法人経営人材の育成に資するため、現段階においてその取扱いを見直す必要性はないものと判断した。

次期総長の任期について —参考法令等—

国立大学法人法（抄）
（役員任期）

第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、国立大学法人の規則で定める

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則3-3-1③

学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）【平成26年8月29日】（一部抜粋）

⑤ 学長又は機構長の任期については、国立大学法人等の自主性・自律性の尊重に配慮する観点から、学長等選考会議の議を経て、各国立大学法人等の規則で定めるものであるが、学長又は機構長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、任期を設定すること。また、現学長又は現機構長について、例えば、学長等選考会議が優れた業績を上げていると判断した場合には、教職員による、いわゆる意向投票を行わずに再任を認めるなど、柔軟な手続を確保することについても適切に留意すること。

「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）【平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会】（一部抜粋）

（3）学長の任期

○ 学長の任期については、現在、国立大学法人及び公立大学法人では、2年以上6年を超えない範囲とされているが、再任されることができると法定されている。私立大学については法律上の規定はなく、各大学の判断に委ねられている。学長の任期については、基本的に各大学が判断すべき事柄ではあるが、過度に短い場合には、大胆な改革を行うことは困難であり、各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、それぞれに適した年数の任期を設定すべきである。

求められる総長像について

論点

- ・「求められる総長像」の具体化についての検討

検討の方向性

- (a) 現行維持
- (b) 国内外の大学における求められる総長像を参考にする

国立大学法人法（抄）
（役員の任期）

第十二条

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

前回選考時

求められる総長像の作成に当たって、広くパブリックコメントを実施し、学内構成員(教職員・学生)の意見も踏まえた「求められる総長像」を策定した。

国立大学法人ガバナンス・コード【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則3-3-1①

学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要なとされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).3.14 第13回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a) 現行維持

広く学内外から相応しい者を求めるため、資質・能力に関する基準は、ある程度抽象的な表現を用いて境界条件のような形で示した方がよいのではないかと。

代議員会における第1次総長候補者の推薦における結果の取扱い【学内WG検討結果】

論点

・代議員会の投票については、投票結果を公開すべきかどうか、公開する場合には、誰に対して、どのような内容（氏名あるいは順位）を、いつ（とりわけ候補者が辞退を申し出る時期との先後）公開するかが、重要な検討課題と考えられる。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 東京大学）

検討の方向性

- ・具体的には、総長選考プロセスの各段階（第1次総長候補者の決定、第2次総長候補者の選定、意向投票、総長予定者の決定）の意味づけの明確化及びそれに応じた適切な制度・手続の設計（2-4（2）②）。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース 東京大学）
- ・第1次候補者及び第2次候補者に関する情報については、選考プロセスの各段階の意味付けを明確にした後に、それぞれ公表内容、発信・提供の範囲、時期等について、経営協議会や教育研究評議会等、学内の意見も傾聴しつつ、選考の透明性確保の観点も含め、詳細に議論した上で決定すべき（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項1(2)③）

学内WGにおける検討の結果

- ①代議員会における投票結果を公開すべきか --→公開する方がよいのではないか。
- ②公開する内容 --→氏名（辞退者を除く）、順位（参考情報）、得票数（参考情報）
- ③公開する対象 --→学内
- ④公開する時期 --→代議員会の終了後、辞退者を除く第1次総長候補者が確定したとき

<総長選考・監察会議委員へ提示する時期と情報>

代議員会で10名を選出の後、辞退者を確認した上で、（絞り込みの前に）辞退者を除く第1次総長候補者の「氏名・順位・得票数」を委員全員に伝える。

<学内構成員への公開時期と内容>

総長選考・監察会議が第1次総長候補者を決定した段階、（辞退者確定後、かつ、絞り込みの前に）辞退者を除く全員の「氏名・順位・得票数」を公開する。

<情報の公開にあたっての基本的な考え方>

- ・透明性の確保という点で学内構成員へ代議員会の情報を開示する（公開の趣旨）
- ・絞り込みは総長選考・監察会議が主体的に行うプロセスであり、面接などを総合的に勘案して行うもの。
- ・代議員会の順位、得票数は参考情報に過ぎず、その後の絞り込みを制約するものではない。
- ・絞り込みにあたっては、経営協議会からの推薦を含め、すべての第1次総長候補者をフラットに検討する。

<国立大学法人法>

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

<国立大学法人ガバナンス・コード>

【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

補充原則 3-3-1 ①

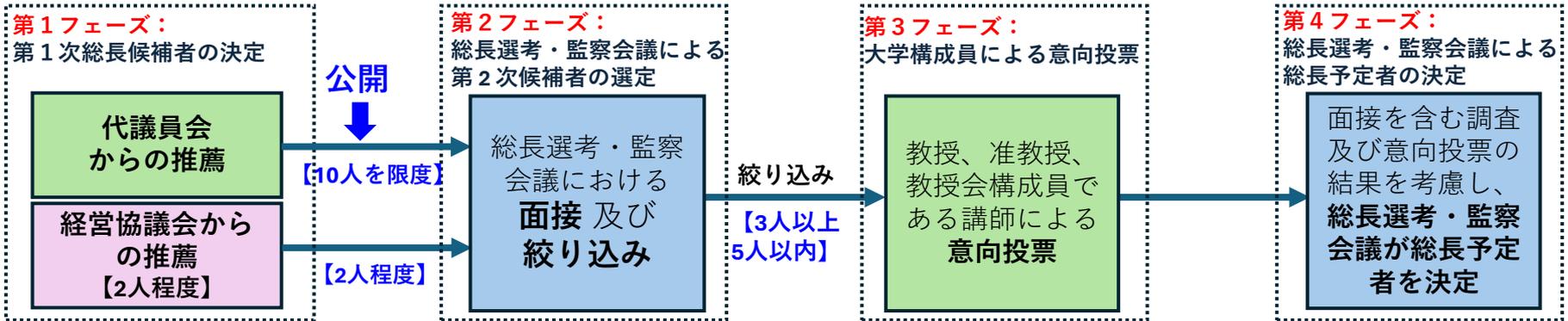
学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

<東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則>（抄）

(4) 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。

- ア. 各代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。
- イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順にその席上において発表する。
- ウ. 各出席代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。
- エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10人を超えてその者を第1次候補者に加える。
- オ. 代議員会の議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。

< 本学における総長選考プロセス >



< 総長選考・監察会議委員へ提示する時期と情報 >

代議員会で10名を選出の後、辞退者を確認した上で、(絞り込みの前に) 辞退者を除く第1次総長候補者の「氏名・順位・得票数」を委員全員に伝える。

< 学内構成員への公開時期と内容 >

総長選考・監察会議が第1次総長候補者を決定した段階 (辞退者確定後、かつ、絞り込みの前に) 辞退者を除く全員の「氏名・順位・得票数」を公開する。

【(参考) 令和2年度総長選考】

	代議員会終了直後 (10名)	第1次総長候補者確定後 (10名 - 辞退者) 【辞退承認後】	面接	第2次総長候補者決定後 (3名 ~ 5名) 【面接絞り込み後】	総長予定者決定後
総長選考・監察会議委員	氏名		第1次候補者の氏名及び得票数を「回収資料」として各位委に席上配付		
代議員	氏名 (席上で出席代議員に対して発表)				
学内構成員	8				10

第2次総長候補者の絞り込み方法（イメージ）

論点

- ・第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール
- ・現行内規の「3人以上5人以内」の規定を維持すべきかどうか
- ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める

○東京大学総長選考会議内規において「3人以上5人以内」と規定されている第2次総長候補者の人数については、それを維持すべきか、また、少なくとも実際の絞り込みを行う時点より前の段階でより明確にしておくべきではないか

○絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定めることが望ましい。**投票の方法を用いる場合には、投票の意味（意見分布の確認か候補者を決定するための表決か）や議決要件（出席委員の過半数の票を得た者を候補者として決定する等）を事前に明確化しておくべき**であり、必要に応じ、東京大学総長選考会議内規の規定を補足するルールを検討することも考えられる。また、信憑性が確認されない匿名の告発文等は取り扱わない、あるいは中傷と思われる批判があった場合には当該候補者に反論の機会を与えるなどのルールの明確化も検討する必要がある
(令和4年度の総長選考会議への申し送り事項 1 (2) ①第2次候補者の絞り込み方法)

【案】 3人以上5人以内を維持する

①方向性（ジェンダー、学内外、代議員推薦と経営協議会推薦のバランス等）の検討

① 3名連記で投票 ※投票方法：議長を除く出席委員の無記名投票

②結果発表 (総長選考・監監察会議内規第3条1項2号、同条第2項)

③得票数の多い者から上位3名（3位同数は含める）は、原則、第2次総長候補者と決定

※3位同数の場合は、この段階で4名の第2次候補者が決定

④第2次総長候補者として3名で十分かを検討

(ジェンダー、学問分野等の多様性等の観点。総長像に合致していることを前提として、意向投票に提示する選択肢として過不足を確認。)

⑤追加（1～2名）の必要性を検討の上、総長選考・監察会議で決定。

⑥適任と考える追加の候補者について投票 ※プレ投票

⑦投票結果をふまえて総長選考・監察会議にて検討

⑧決定のための投票 ※投票方法：議長を除く出席委員の無記名投票

代議員会選出 第1次総長候補者氏名（五十音順）

ア ● ● ● (15票)

カ ● ● ● (5票)

サ ● ● ● (40票)

タ ● ● ● (45票)

ナ ● ● ● (30票)

ハ ● ● ● (25票)

マ ● ● ● (20票)

ヤ ● ● ● (50票)

ラ ● ● ● (10票)

ワ ● ● ● (35票)

東京大学総長選考・監察会議議長所信表明

—議長就任にあたって—

本年4月16日の総長選考・監察会議において議長に選出され、引き続き、今年度もその重責を担うこととなりました。

総長選考・監察会議にとって、今年度は、次期総長選考に向けて、必要な課題を検討し、決定していく重要な年となります。総長選考の在り方に関しては、前回の総長選考プロセスで明らかになった課題も含め、求められる総長像、意向投票や職員の参画の在り方、第2次候補者の絞り込み方法、候補者情報の提供の在り方等、多くの検討課題がリストアップされており、いよいよこれらについて着実に検討を進め、決定していく段階となっています。

これらの検討に当たっては、十分に意見を聴き、議論が尽くされることが重要であり、学内の様々な会議との連携も必要です。国立大学法人法改正により、昨年度、運営方針会議が設置されましたが、同会議は、総長の選考基準その他の総長の選考に関する事項について総長選考・監察会議に対して意見を申し出ることができることになっています。また、経営協議会や教育研究評議会との意見交換や、広く学内にパブリックコメントを求めることも重要なプロセスと考えられます。このように総長選考に関する検討の様々なプロセスを通じて、望ましい選考のあり方を構築していきたいと思っています。

総長選考・監察会議がこのような役割を十分に果たしていくためには、学内外に信頼される公正・中立な運営の下、活発な議論が行われることが極めて重要です。そのために微力ながら努めてまいりたいと存じますので、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

2025（令和7）年5月2日

東京大学総長選考・監察会議議長 板東 久美子

第1回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和7年4月16日（水）13：30～15：14
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：遠藤、国谷、国土、小林、佐藤、関根、板東、岩間、宇野、浦野、寺田、中島、平地、古村 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議題
 - 1 議長の選出について
 - 2 議長代行の指名について
 - 3 今年度の総長選考・監察会議の進め方について
・学内委員によるワーキング・グループへの検討事項の付託
 - 4 次期総長選考に向けた課題に関するアンケート結果報告について
 - 5 その他
6. 配付資料
 - 1 令和6年度第13回総長選考・監察会議議事要旨（案）
 - 2 東京大学総長選考・監察会議委員名簿
 - 3-1 令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り事項
 - 3-2 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）
 - 4-1 次期総長選考に向けた課題に関するアンケート（集計結果）（公開用）
 - 4-2 次期総長選考に向けた課題に関するアンケートについて（依頼）
 - 4-3 次期総長選考に向けた課題に関するアンケート回答用紙（部局別回答一括版）
 - 4-4 次期総長選考に向けた課題に関するアンケート（設問別回答まとめ）
 - 5 令和7年度総長選考・監察会議日程
7. 参考資料
 - 1 求められる総長像（案）
 - 2 次期総長選考に向けた課題検討
8. 議事
 - 1 議長の選出について
事務局から、議長の選出に係る規則等について、説明があった。次いで、議長の選出のための委員の互選について意見交換が行われ、出席委員から、総長選考・監察会議の趣旨に鑑み、議長は学外委員から選出することが望ましい旨の意見があった。
次いで、議長の選出のための委員の互選が行われ、欠席委員を除く14名による単記無記名投票の結果、出席委員の過半数の票を得た板東委員が議長に選出された。

2 議長代行の指名について

議長から、配付資料1に基づいて、今年度は例年より多くの開催が予定されており、議長の出席が困難となる場合も滞りなく議事を進行するために、議長代りを2名とする体制も有効ではないかとの申し送りが昨年度よりあった旨の説明があり、議長代りを2名とすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。次いで、議長から、議長代行として、国谷委員及び浦野委員を指名することが報告された。

3 今年度の総長選考・監察会議の進め方について

学内委員によるワーキング・グループへの検討事項の付託

事務局から、配付資料3-1及び3-2に基づいて説明があった。次いで、議長から、検討事項を学内委員によるワーキング・グループへ付託することについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

次期総長選考に関する具体的な制度設計の検討

議長から、次期総長選考に関する具体的な制度設計の検討を円滑に進めるため、法律分野の知見を有し、前回選考の経緯や本学のガバナンスに精通する法学政治学研究科の宍戸常寿教授及び社会科学研究所の田中亘教授から助言をいただくことについて、必要性を認めた旨の報告があり、昨年度に引き続き今年度に関しても両教授に陪席いただくことについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

4 次期総長選考に向けた課題に関するアンケート結果報告について

事務局から、配付資料4-1から4-4に基づいて、次期総長選考に向けた課題に関するアンケート資料の構成について説明があった。次いで、議長から、配付資料4-2の参考データ③から⑤、配付資料4-3及び配付資料4-4に関し、「アンケートの回答については、率直な意見交換を行うために、部局名を秘匿し、内容をそのままの形で公表しないことを認めたうえでアンケートを実施していること及び参考データについては、東京大学として公開していないデータが含まれていること」という理由を以て非公開とすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

次いで、事務局から、配付資料4-1から4-4に基づき、アンケート結果の概要について説明があり、出席委員の間で意見交換を行ったところ、概ね以下の意見があった。

【1（1）代議員会の構成について】

○「現行のとおりでよい」の選択が多いものの「b教授会構成員以外の代議員数を増やすべき」「cその他」を選択した理由を見ると、現行の制度を維持する場合には、多様な価値観及び構成員から支持された総長であるべきという考え方とどのように整合性をとるのかについて、総長選考・監察会議において議論するべきではないか。

【1（2）意向投票の投票権を付与する範囲について】

○「c幹部職員にも投票権を付与すべき」「dその他」を選択している部局が相当数あることや、大学の運営及び経営への事務職員の参画機会の拡充に関する議論が

様々な文書に取り上げられていることを踏まえ、幹部職員がどのような層であるかを含め、投票権を付与する範囲を検討することが重要ではないか。

- 大学の役割は教育研究の他に、研究の社会実装化、財務体制の強化など従来よりも広がっており、事務職員等の力や人員構成が不可避となってくるため、従来よりも幅広い構成員に投票権を付与することで、その意見を取り入れていくことが、新しい総長の姿として必要ではないか。
- 他大学では、幹部職員などの事務職員に投票権を付与しているケースがあると思われるため、他大学の意向投票等のデータを参考資料としていただきたい。

【1（4）意向投票の在り方について】

- 「c 複数回の投票で一人に絞るのがよい」が多いが、意向投票の投票権者の偏向性を意識するべきという意見もあるように、学外委員も多い総長選考・監察会議の意見を反映しにくい状況は避ける必要があるのではないか。
- 仮に意向投票で一人に絞ったとしても、その結果を以て決定となるわけではなく、あくまで一つの情報であり、最終的な結論を出すのは総長選考・監察会議であると理解している。
- 意向投票で一人に絞る場合も、過半数を得るまで投票を繰り返すという現行制度の形を維持するかについては、議論の余地があると思われる。

【その他】

- 総長選考・監察会議は、総長候補者を多面的な視点で評価することが求められており、本会議が適切に役割を果たすためにどのような仕組みが一番よいのかという前提で選考プロセス全体を一度しっかりと議論をするのがよいのではないか。
- 現行の制度を維持する場合にも、なぜそうしたのかという説明責任が求められるため、職員を含めた東京大学のステークホルダーの意見をどのように反映するのかという点は、非常に重要な検討事項である。

5 その他

事務局から、配付資料5及び参考資料1に基づいて、今後の日程について説明があった。

以上